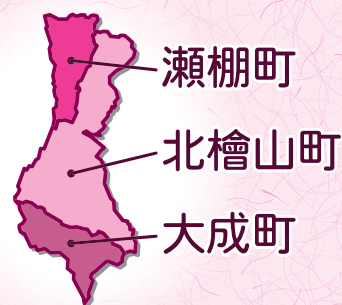


豊かで美しい自然、
人と人のふれあいを
大切にすまちなちをめぐして



いよいよ
三町合併協議が
スタート

ごあいさつ... 2

第1回合併協議会開催... 3

合併協定項目... 5

「委員」「組織」のご紹介... 6

檜山北部3町を訪ねて
第1回 大成町... 8



編集・発行 檜山北部3町合併協議会事務局
〒049-4592 北海道瀬棚郡北檜山町字徳島63番地の1(北檜山町役場内)
TEL 01378-4-5111 FAX 01378-4-4657

ごあいさつ



会長 内田東一
(北檜山町長)



副会長 平田泰雄
会長職務代理者
(瀬棚町長)



副会長 花田千賀志
(大成町長)

大成町、瀬棚町、北檜山町のみなさんこんにちは。

合併協議会だよりの創刊号の発行に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

平素から各町の行政運営に格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、私から申し上げるまでもなく、今日の地方自治体は地方分権型社会への移行という新しい時代を迎えております。その中で少子・高齢化社会の進行と厳しい財政状況が続く中、行政サービスの維持、向上を図っていくためには行財政基盤の強化と効率化が不可欠であり、そのためにも今、全国的に市町村合併が大きな選択肢の一つとしてその取り組みが進められているところであります。

合併の枠組みを決めるに当たっては、昨年2月25日に今金町を含む4町による第1回任意合併問題協議会を立ち上げまして、4町が合併についてどうあるべきかの話し合いを進めてきたわけでございますが、本年1月22日開催の協議会で今金町が離脱を表明され、その結果、合併特例法の期限内に具体的な話し合いに移る意向のある大成町、瀬棚町、北檜山町の3町が法定の合併協議会の設置に向けて動き出そうということになりました。

3町の行政サイドとしましては、本年3月に開催されました各町定例議会に本年4月1日か

らの法定合併協議会の設立に向け提案をし、それぞれ3町とも議決をいただきました。

また、4月1日には合併協議会設置の調印式を3町長で行いまして、私自身副会長の大成、瀬棚両町長ともども改めて責任の重さを感じたところでございます。

このたび、協議会の委員としてご就任をいただきました各界各層を代表される皆様方と率直な意見を出し合い、議論を深めてまいりたいと考えております。

今後、協議会における協議内容など、合併に関する情報を積極的に協議会だよりやホームページで住民の皆様と情報を共有できる環境でご意見を頂戴しながら将来のまちづくりについて、ご一緒に考えていきたいと思っておりますので、皆様方のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

檜山北部3町合併協議会 会長 内田東一



第1回合併協議会開催

合併に関する協議、本格スタート



第1回檜山北部3町合併協議会が、平成16年4月7日に北檜山町健康センターで開かれました。

議事としては報告事項11件、協議事項7件、それぞれ異議なく承認されました。最後に今後のスケジュールを確認して閉会いたしました。

創刊号ではその概要をお知らせして、合併を考える際の一助としていただきたいと思います。

報告事項

- ◎協議会設置に至る経過
- ◎協議会設置に関する協議書
- ◎協議会規約
- ◎協議会規約に関する協議書
- ◎協議会設置運営規程
- ◎幹事会設置規程
- ◎専門部会設置規程
- ◎事務局規程
- ◎協議会財務規程
- ◎協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程
- ◎協議会の現金預入金融機関

報告事項は、まず初めに合併協議会の設置に至るまでの経過報告から始まり、続いて順次報告されたのは、この協議会を運営していくために欠くことのできないさまざまな協議書、規約、規程の関係と、現金を預け入れるための金融機関の説明を行ないました。

その中で、次の質問が委員から出されました。

質問―「会議運営規程の表決は、過半数のことですが、全員一致による

とか三分の二の特別多数によるという議論はなかったのですか」

回答―「運営規程の幹事会で当然そういう議論はありました。しかしながら民主主義のルールからいくと、やはり過半数でいくことと決めたものです」

協議事項

- ◎平成十六年度合併協議会収支予算(承認)
- ◎小委員会設置規程(承認)
- ◎監事の指名
- ◎運営申し合わせ事項(承認)
- ◎合併協定項目(承認)
- ◎事務事業に関する調整方針(承認)
- ◎新町建設計画策定方針(承認)

続いて、協議事項の説明が行なわれました。

質問―「収支予算案の歳入ですが、任意協議会からの引継ぎ金九万円とあります。法定協議会は新たにスタートするものですから、このお金を引き継ぐことに問題はないのですか」

回答―「任意協議会では今金町も負担

金を出していましたが、法定協議会からは離脱しています。しかしその負担金は一円も返さないという形で精算されています。残る三町分については、検討の結果、一たん各町にお返ししてまた負担金をいただくよりも、そのまま引き継ぐことにいたしました」

質問―「予算案歳出の委託料でホームページの開設とありますが、いつごろ開設するのですか」

回答―「四月一日が協議会のスタートでしたから、できれば一カ月以内五月にはホームページを何とか立ち上げられればと思っています」

質問―「同じく委託料で、支援事業というのは金額も大きいものですか、内容を教えていただきたい」

回答―「委託料は二本です。一つは新町の建設計画策定業務の委託料です。次に、例規整備支援ですが、これまで各町で整備していた例規を合併後は一つにしなければなりません。もう一つは電算システムの調査分析業務ですが、ハードやソフトを調査して統合が可能かどうか、業者委託して資料をつくるという予算です」

質問―「協議会における各町長等の代理出席者の発言権のことですが、町長さん等が欠席されて代理の方が出られたとき、積極的な発言をしていただけることが望ましいと思います。いかがですか」

会長―「委員の皆さんの意見はいかがでしょうか」
 ここで会場より「異議なし」という声がありました。
 会長―「ではそのように進めてまいります」

質問―「今後のスケジュールでは、平成十七年九月に新町を立ち上げるということですが、当初計画より六カ月ほど早まったのはなぜですか」

回答―「現行法では十七年三月までに新町を立ち上げなければならぬのですが、特例法の一部改正により延期されますと、十七年三月までに合併申請をすればいいことになりました。努力目標として前倒しさせていただいて九月にしていますが、九月でも十月でも構いません」

以上のようなことで、協議事項はすべて原案どおり承認されました。

●合併までの流れ

【檜山北部三町合併協議会】

《合併にかかわる協議》

- 基本項目の協議
 (方式、期日、新町名、事務所の位置、財産及び公の施設の取扱い)
- 合併特例法による項目の協議
 (議員の定数及び任期、農業委員の定数及び任期、地方税、一般職員の身分、地域協議会等の取扱い)

《建設計画の策定》

- 新町建設計画の原案作成開始
 アンケート調査の結果による住民意向の反映
- 新町建設計画の作成・協議
 ・計画案について知事に協議
 ・知事から協議に対する回答
- 知事及び総務大臣に計画書送付

合併の調印

大成町・瀬棚町・北檜山町の議会議決

- 合併申請書作成
- 知事に合併申請書提出
- 道議会の議決
- 知事が合併の決定
- 知事が総務大臣に届出
- 総務大臣の告示(合併の効力発生)

合併の準備

- ・条例、規則等の準備
- ・決算、予算の調整
- ・電算システムの統合
- ・組織機構の整備
- ・各種団体との調整
- ・住所変更、窓口、施設利用等の住民への周知

※合併するための準備期間は、通常6ヵ月とされています。

新町の誕生

合併協定項目

合併協定項目とは、合併協議会で協議していく項目のことです。以下の項目を協議・確認し、すべての項目がまとまった後、協議結果を「合併協定書」としてまとめます。

1 合併の方式

「新設合併」…旧町村を廃止して、新しい自治体が誕生。
「編入合併」…一つの町村が他の町村を吸収すること。

2 合併の期日

合併までにはさまざまな協議・手続きが必要で、一定の期間がかかります。合併特例法の期限も踏まえながら新町として施行する日を定めます。

3 新町の名称

新設合併の場合、新町の名称を定めます。
(編入合併の場合、編入先の町の名称となる場合が多い)

4 事務所の位置

本庁舎の事務所(役場)の位置を定めます。新しい事務所は、住民の利便性、交通事情等を十分に考慮して決定する必要があります。

5 財産及び公の施設の取扱い

各町の基金、債務、建物、土地などの取扱いについて定めます。原則的には、3町が所有している財産及び債務は新町に引き継ぐことになります。

6 議会議員の定数及び任期の取扱い

議会議員の定数、任期などの取扱いについて定めます。(合併後一定期間に限り、定数、任期に関する特例措置が定められています)

7 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会委員の定数、任期などの取扱いについて定めます。(合併後一定期間に限り、定数、任期に関する特例措置が定められています)

8 地方税の取扱い

個人町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、鉱産税、特別土地保有税、入湯税の取扱いについて定めます。

9 一般職員の身分の取扱い

町職員の身分、給料等の取扱いについて定めます。

10 地域自治組織及び地域協議会の取扱い

地域自治組織や地域協議会の設置について定めます。

11 特別職の身分の取扱い

特別職の身分、給料等の取扱いについて定めます。

12 条例規則等の取扱い

町の条例、規則等の制定方針などを定めます。

13 組織及び機構の取扱い

合併後に円滑な行政運営ができるよう、行政組織、機構などの統合・再編整備などについて定めます。

14 町・字の区域、名称の取扱い

字の区域の設定や廃止、名称の変更などについて定めます。

15 慣行の取扱い

町章、町の花、町民憲章などの取扱いについて定めます。地域との結びつきを考慮しながら調整する必要があります。

16 広域連合、一部事務組合等の取扱い

檜山広域行政組合、北部松山衛生センター組合、狩場葬斎組合、檜山北部広域連合、公平委員会共同設置機構などの取扱いについて定めます。

17 公共的団体等の取扱い

農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会等の産業団体等の取扱いについて定めます。

18 使用料、手数料等の取扱い

各種施設使用料、証明手数料などについて定めます。

19 補助金、交付金等の取扱い

各種団体への補助金、交付金などについて定めます。

20 国民健康保険制度の取扱い

運営や保険税率などについて定めます。税率や給付内容を統一できるように調整する必要があります。

21 各種事務事業の取扱い (21-1～21-17)

3町で実施している各種事務事業の中で、合併に伴い住民に直接大きな影響を与えるものや多額の経費を要するものについて定めます。

- 21-1 商工観光関係事業
- 21-2 都市計画・建設事業
- 21-3 上下水道事業
- 21-4 消防・防災事業
- 21-5 環境衛生・環境保全事業
- 21-6 教育事業
- 21-7 福祉・保育・保健衛生事業
- 21-8 介護保険事業
- 21-9 病院及び診療所事業

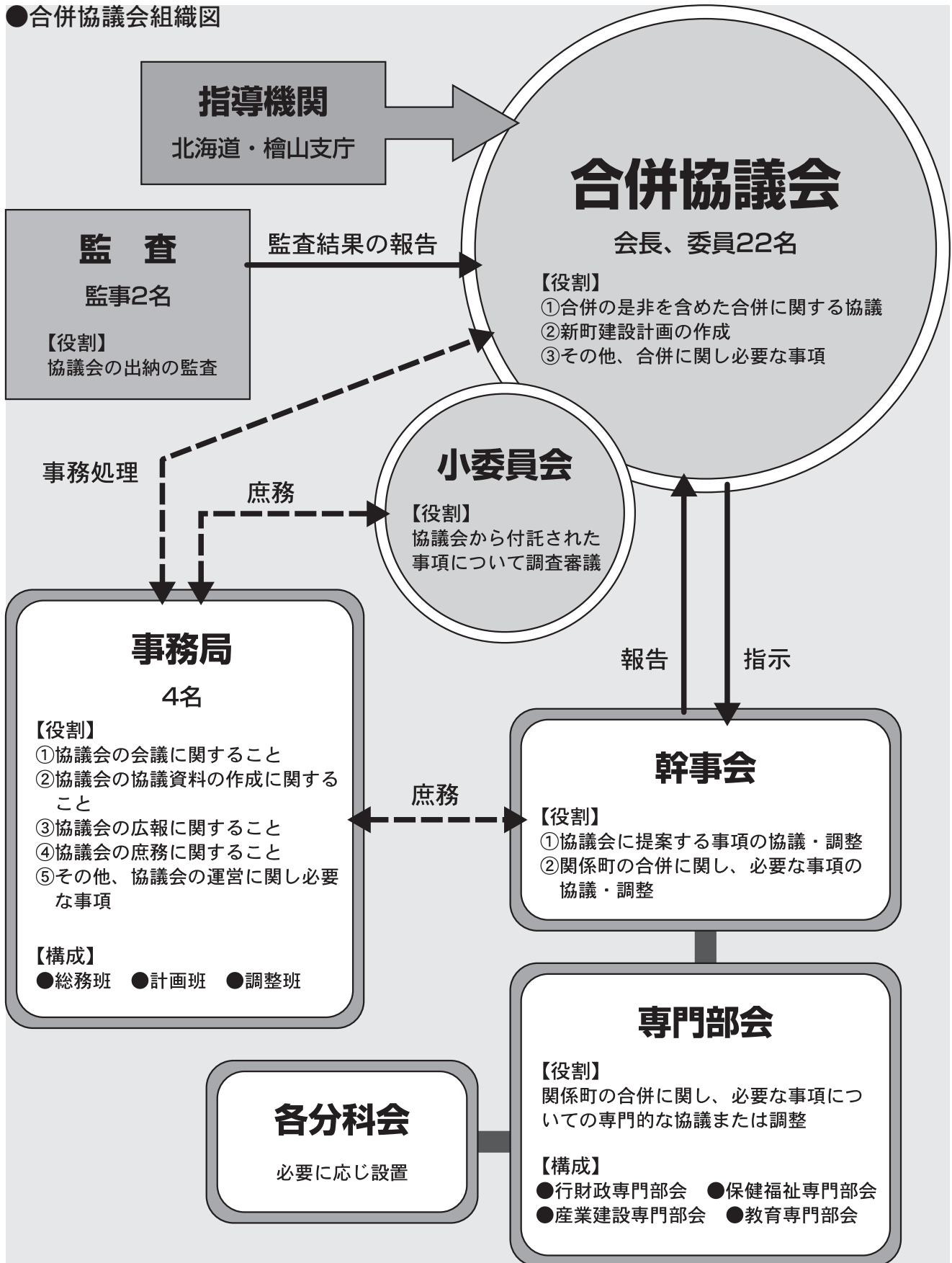
- 21-10 広報・公聴事業
- 21-11 電算システム事業
- 21-12 窓口サービス事業
- 21-13 交通関係事業
- 21-14 国際交流等事業
- 21-15 姉妹都市等事業
- 21-16 農林水産関係事業
- 21-17 その他事務事業

22 新町建設計画

合併特例法第5条の規定による新町建設計画を合併関係町と協議の上、定めます。(新町のマスタープランとしての役割を果たすものとされています)

「組織」をご紹介します

●合併協議会組織図



合併協議会の「委員」

●合併協議会委員のご紹介（敬称略）

町名	区分	氏名	役職名
大成町	町長	花田千賀志	副会長
	議会議長	高畑 實	委員
	議会議員	大野 忠勝	委員
	議会議員	佐々木陸郎	委員
	町民代表	成田 直彦	委員
	町民代表	濱口 敬子	委員
	町民代表	朝倉 満	委員
瀬棚町	町長	平田 泰雄	副会長
	議会議長	柳田 眞	委員
	議会議員	濱口 勝利	委員
	議会議員	笠原 誠作	委員
	町民代表	用名 要一	委員
	町民代表	新保 静夫	委員
	町民代表	工藤 芳江	委員
北檜山町	町長	内田 東一	会長
	議会議長	斎藤洋一郎	委員
	議会議員	酒井 誠一	委員
	議会議員	真柄 克紀	委員
	町民代表	中山 修身	委員
	町民代表	石川 文枝	委員
	町民代表	中島 勝則	委員
第8条第2項委員		小田 千秋（檜山支庁）	

●事務局職員の紹介

局長	道高 勉（北檜山町）
次長	駒谷 正義（瀬棚町）
次長	成田 円裕（大成町）
書記	小坂橋 司（北檜山町）
北檜山町企画商工観光課町づくり推進係長 山内 保夫（北海道から派遣）	

合併協議会とは

「合併協議会」は、「地方自治法」と「市町村の合併の特例に関する法律」（合併特例法）の規定に基づき、合併関係市町村の各議会の議決を経て設置される協議会です。

「檜山北部3町合併協議会」は、3町の町長、議会議長、議会議員の中から議会が選任した者各2名、各町長が選出した町民の代表者各3名に、第8条第2項委員を加えた計22名で構成されており、協議会の事務所は北檜山町役場内に設置されています。

合併協議会では合併の是非も含めて、合併後の新町のまちづくりを示した建設計画の策定、合併の方式、合併の期日、新町の名称、事務所の位置をはじめとして、合併に関するあらゆることを協議・確認します。

協議会の開催日時・場所

開催日：毎月第2・第4金曜日
 開催時間：午後1時30分から
 開催場所：檜山北部3町の持ち回りとし、開催順は、「北檜山町」→「瀬棚町」→「大成町」となります。

※日時・場所は都合により変更になる場合があります

合併協議会及び小委員会は公開を原則としており、傍聴することができます。

開催日時、場所等は協議会だよりや今後開設する予定の協議会ホームページなどでもお知らせいたします。皆様の傍聴をお待ちしております。

また、合併協議会の会議録や協議会で使用した資料は、3町の役場で閲覧することができます。

第8条第2項委員

檜山北部3町合併協議会規約の第8条第2項には、「必要に応じて関係町の長が協議により定めたものを委員として加えることができる」とあります。

そこで協議の結果、北海道檜山支庁地域政策部長を委員としています。

檜山北部3町を訪ねて 大成町

人口 2,551 人 (男 1,172 人 女 1,379 人) 世帯数 1,186 面積 133.91km²
 (平成 16 年 2 月末現在のデータ)

概要

大成町は、北海道の最西端、檜山支庁管内のほぼ中央に位置し、北及び東は北檜山町、南は熊石町に接し、西は日本海に面しており、海上を 27km 隔てて奥尻町と相対しています。基幹産業は漁船漁業を主とする水産業が中心となっています。

地勢は北部に山脈が形成されており、遊楽部岳において分岐して東部の白水嶽に通じ、その山麓は急激にのびて市街地の背後に迫っているため、耕地は白別川、小川沿いの平坦地を除いてはほとんど傾斜地に開かれています。海岸線の一部は檜山道立自然公園に指定されています。

沿革

2 級町村施行により明治 35 年に久遠村、大正 12 年に貝取澗村となり、昭和 30 年に両村が合併して大成村として発足し、昭和 41 年に町制施行し、大成町となりました。



大成町に接する日本海ラインには、「親子熊岩 (写真)」をはじめ、「夫婦岩」「マンモス岩」「タヌキ岩」があり、旅人の目を楽しませている。

協議会は公開しています

檜山北部 3 町合併協議会では、ひと月に 2 回のペースで協議会を開催しています。

協議会は公開していますので、傍聴することができます。詳しくは、合併協議会事務局までお問い合わせください。

皆様の傍聴をお待ちしています。

第 3 回合併協議会 (予定)

日時：平成 16 年 5 月 14 日 (金) 午後 1 時 30 分～
 場所：大成町 町民センター

第 4 回合併協議会 (予定)

日時：平成 16 年 5 月 28 日 (金) 午後 1 時 30 分～
 場所：北檜山町 健康センター

※日時は都合により変更となる場合がありますので、ご確認ください。
 第 2 回協議会は 4 月 23 日に瀬棚町町民センターにて開催されました

ご意見、ご質問をお寄せください。

合併協議会事務局では、皆様の合併に関するご意見やご質問をお待ちしております。

お問い合わせは

檜山北部 3 町合併協議会事務局

〒049-4592 北海道瀬棚郡北檜山町字徳島 63 番地の 1 (北檜山町役場内)

TEL 01378-4-5111 FAX 01378-4-4657